で、同号に掲げる小学校 で、同号に掲げる小学校 で、同号に掲げる小学校 で、同号に掲げる小学校 で、同号に掲げる小学校 で、同号に掲げる小学校 で、同号に掲げる小学校 で、同号に掲げる小学校	満一定めるものとする。この場合にお、 に係る利用定員とし、事業所内保って第三号に掲げる小学校就学前子どの に学前子どもに係る利用定員及び同所 に学前子どもに係る利用定員及び同	行う 事法第十九条第二号に掲げる小事 業 をを行う地域型保育事業所にあ内 保 育る国家戦略特別区域小規模保付 審業所(特区法第十二条の四第一項に	号型保育をいう。)を除く。)を 年 型保育をいう。)を除く。)を 一 に適用する法第二十九条第一項に規 一 で適用する法第二十九条第一項に規 一 条の四第四項の規定により読み替え 一 条の四第四項の規定により読み替え 一 作 地上保育認定地域型保育(国家戦略特	定欄同適合子	教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」といり。)第十二条の四第一項の場合における特定がびに特定子ども・子育て支援法施行規則の準用)	別区域法施行規則を次のように定める。   二令和五年内閣府令第四十四号   二字和五年内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第一項及び第十二条の五第四項   「展る国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第一項及び第十二条の五第四項   「原でするこども家庭庁関係法令に   項   「
	保 未	総数)を確認において定められた利用保育事業所の法第二十九条第名当該国家戦略特別区域特定	事業者にあって 事業者にあって 「国家戦略特別が、一人の満三歳以上保存 が、一人の満三歳未満 にあって が、一人ので、当びに当	ょうす適の上蔵	定小規模保育事業所」という。)に定小規模保育事業所」という。)にの項において「国家戦略特別区域等に小規模保育事業者略特別区域特定小規模保育事業者略特別区域特定小規模保育事業者等にあっては、法第十九、法第十九、法第十五、	総同おの以除ど認 数じい節下くも定 が ) てにこ °を子
認上三特に子育未満		十 四 第 項 — 育 型 架 地 些 集	一 第 条 二 十 四 第 事 項	条一十四章 子育未 どれ	満 子育未 子 記 満 :	三 一四第 項条五
定子    一三 歳満三歳未満保育認定子ども(国家戦   一三 歳満三歳未満保育認定子どもを含む。)に限り、   本談 以合を除き特定満三歳以上保育認定子   号版り、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場   七本   大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		区域特定小規模保育事業者を除牛齢の定員を設定する国家戦略地域型保育事業者(満三歳以上	一号及び第二号に掲げる事項) 保育事業者が満三歳以上の各年齢の   十年頃   国家戦略特別区域特定小規模   二	に及条三業 おび第歳者 い第一以か	三歳未満保育認定子ども(国家戦会なの)	操「三歳未満保育認定子ども(国家戦」 第条第一項

2		
2 第 第 項	頁三第条一十四第	号四第条十四第 号三十第条九十三第
(法第十二条の がる者) 第二条 法第十二条の がる者) 第二条 法第十二条の で定める者は、 略特別区域限公 たって必要な習 たって必要な習 たって必要な習 行うことがで、 行うことがで、 行うことがで、 行うことがで、 行うことがで、 行うことがで、 行うことがで、 行うことがで、 行うことがで、 行うことがで、 日家戦略 は、筆記試験及び実 は、筆記試験は 一、保育原理型 二、教育原理型 二、教育原理型	区分	の子就小子育未満にの第十法 数 ど学学 認満三よ規二五第 も前校 定保歳り定項条四
の五第四項第一号の内閣府令の小学校就学前子どもの区分の小学校就学前子ともの区分に 、精神の機能の障害により国定保育士の業務を適正に行う認知、判断及び意思疎通を適定に行う。 をない者とする。 ・きない者とする。 ・きない者とする。 ・きない者とする。 ・きない者とする。 ・きない者とする。 ・きない者とする。 ・さない者とない者とない者とないる。 ・さない。 ・さない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を介さどもので満 では、満一歳に では、満一歳に な小学校就学前子ども が型保育事業所 が型保育事業所 が型保育事業所 が、 が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	一歳以上の小学校就学前子どもの区 分)ごとの利用する小学校就学前子どもの区 分)ごとの利用する小学校就学前子 ともの数) ともの数) ともの数) ともの数) ともの数) ともの数) ともの数) ともの数) ともの数) ともの数) と一葉 という。) を一葉 により読み替えて適用する法第四十五 と一葉 の規定により満三歳以上保育認定子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数)
五 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。 (指定の申請) 第四条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。)第七年政令第九十九号。以下「令」という。)第七名第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。  「	五	五 保育の心理学 五 保育の心理学 五 保育の心理学 五 保育の心理学
第九条 児童福祉法施行規則の準用) 電福祉法施行規則の準用) 電福祉法施行規則の準用) 電福祉法施行規則の準用) 電福祉法施行党第十人条第二項申請書は、第四号様式による智能略特別区域限定保育士となる資格を有しないと認めたときは、国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が国家戦略特別区域限定保育士となる資語者が展示を明確が表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表	第十六条の申請があったときは、申請書の記念第七条 都道府県知事は、準用児童福祉法施行会」とう。)第十六条の申請書は、第二号様式によりものとする。 (国家戦略特別区域限定保育士登録証)ものとする。	本条 冷南九条とおいて準用する児童品出去が 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「登録手続」 「で、て、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で

の二の二から第六条の八まで、第六条の十、第八条 児童福祉法施行規則第一章の四(第六条(児童福祉法施行規則の準用)

六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三 いて、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表 域限定保育士について準用する。この場合にお 十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区

年度及び翌事業年度 年度に設立された法 事業年度末の財産目 年度の直前の事業年 七十四号。次条及び 用する児童福祉法施 号様式によるものと 定により当該職員が 項において準用する に関する計画を記載 |三、第六概要を記載した書類 |六条の十 員の氏名及び略歴を 立時における財産目 福祉法施行令」とい 概要を記載した書類 ◎思の決定を証する||条の十一 法律第百六十四号) 第二号様式による 第六条の 九、第六 び第六条 ||第六条の|保育士試験 |国家戦略特別区域限定保育 ||第六条の|前条第二項|内閣府の所管するこども家 第二項及 第三項 の三十七 条の十四 十二、第 項 掲げる字句に読み替えるものとする。 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 第各号 和五年内閣府令第四十四号略特別区域法施行規則(令 という。)第三条第二項各 庭庁関係法令に係る国家戦 以下「特区法施行規則」

二項の申請書は、第つるものとし、準用児 定保育士となる資格 ||六条の二 審査の結果、当該申||項及び第 ||すると認めたとき||項から第 が国家戦略特別区域||十一第二|各号 きは、申請書の記載 令第十七条第二項の 三号様式による国家 | 第六条の保育士試験国家戦略特別区域限定保育 保育士登録簿に登録 用児童福祉法施行令 一録証を交付する。 理由を付し、同項 ||十 六 第 十 五. 四項まで |第六条の||前条第二項||特区法施行規則第三条第| 十四第一の |第六条の||令第六条 別区域限定国家戦略特保育士試験 保育士試験 項各号 令」という。) 第九条にお九号。以下「特区法施行 いて準用する令第六条 国家戦略特別区域法施行令 士試験の (平成二十六年政令第九十

	ī l		笛	一 点	在		<b>第</b>		- 第		_	-		<u>—</u>		-		_	笛!		一 <i>独</i>	¥						<u> </u>				=	
三第十六条の	)	十九九	条の		り		第六条の	項	第六条の	項	三第	第六条の	(	第六条の	- -	- 条 の	項	二十第	条 の	台	二十第の								カー				十六 条の
項 の 十 八 第 十 八 第 十 八 条 十 八 8	第十四条	令第十二条	令第十一条		<b>育</b>	九第一項	第十八条	6 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	り上り後殳法第十八条		の十四前段	法第十八条	j	第八条	頃 の 十三 第 一	一三等一	後段	十三第一	八条	前 - 5	カ十三第一法第十八条		貝	保育十	項の規定に	第一	十八条		十八条	験機関	により指定		の九第一項法第十八条
条に特区といった。	特区法施	特区法施行	法	て準用する令第	寺区去毎テ	おい	特区法第十二条	条の十四後段	たおいて単特区法第十	0	おい	特区法	て準用する令第八	特区法施行	条の十三第	こ 特 区 法	条の-	お	特区法第十	条の十三第	こ火	員	限	二項の規定に	用する法第十二	二条の五第	条の十第一	おいて準	区去第十	幾曷 ニュッラシ 試験機関(以下	より同	$\sigma$	において準用な特区法第十二を
第一項。発用する法第十八条の五第八項	行令第九条においる	施行令第八条する令第十一条	行令第九条におい	十一条は	う 育 工 条 こ お ヽ	する法第十	の五第	段子花彩第一	おゝて隼用ける去第十八区法第十二条の五第八項	段	いて準用する法第十二	区法第十二条の五第八項	条:	令第九条におい	三第一項で沿第十八	目上の去第一人二条の五第八項		用する法第十	二条の五第八項	の十三第一項前段	用する去第十八二条の丑第川項	1.501.5	保育	より国家戦	八条の十	<b>唄において</b>	(特 区:	する法第十	か 元	指定	規定する指		用する法第十八二条の五第八項
条い四育駅 中て条士第	第		V ·				第六	-	三十五			匁		V · [	0				- 7		二号及び三十四第	<u> </u>	三十四	-	四号	=_	第六条の		刄]	神外		三号	八三二十 第八条の
「都道府は、第三のでは、第一項、第一項、行法を行る。」	短指定部书 法第十二 規定)	簿 保 育 士 登		一 須 -	令第十七		の法第十八	項 (	の対策十八第	1 十三	十八条の	しくは法第	<del></del>	法第十八		二十	第十八条		四	0 (	0	法第十八		0	第一項	の二十の	法第十八	į	にし至ま	男及び当	するか	いずれに	の六各号法第十八
と、びお国あ第前ける	長が国家の五第十	士 登 録 国 家 戦 略	項	て準用す	条時区法施	) お - い	法	条りの土	一こおハて条特区法第	ř L	二八条の二	条の一	若において準用	特区	くは第三	L 1.	特区法				名 号	条特区法第十二条	士登録証	家戦略	の 二 十	おいて	条特区法第十		つ <u></u>	当 該	のを有する	該区域限定	のの規定に条件区法第
るのは「試験実生の場合のは「試験実生の規定の適用!を第一項及びにより適用!を対している第三条第四項、	寺の 別規 区定	特別区域限		する令第十七	行   第   年   年   年   年   年   年   年   年   年	- 用	十二条の五	第一項	2いて準用する去第4位法第十二条の五第4		三 十 二	一若しくは	準用する法第-	十二条の五	号一项第二号者	第一頁第二	区法第十二条の五第八項					0		特別区域	の 二	用する	十二条の五				ることとなっ	保育士とな	の規定により国家戦略特別条特区法第十二条の五第五項
施第に対出し第個	艮よ 定り 呆試	定保育		条 第 二	こ	第十八	第八項	-	第十八項	\		法第十	十.	第八項	者し	子十八	第八項					五第四項		定保育		+	第				った	る資格	略特別別
整備等に関する	二内	止) (内閣府関係		第一条 この	(毎一切日)	有することと	三 国家戦	については 工業 比者	·		第十二条	(令第十二	るものとする。 国家単略特	定保育士装	該試験実施	の長の合意	て、当該契	区成十旬 き 決第4	家戦略特別	知事が保育士試験	施指定都由	第十一条 試験実施指定数	(代食言語とするほか	のは「、試験	第六条の二十	とあるのは「試	四から第六条	十五から第六条	六条の二十ま	一から第六条の一定都市」という	ミする	ある	「同令第一定都市の
つ 旭 つ	七年	国		府令は、	∠ <b>R</b> '.	ととな	略特別	` 追	登録番号及び登録年月日	次のとおりとする。	令第十二条の内閣府令で定め	(令第十二条の内閣府令で定める事項)	1.		該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限	心により期間	て、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市区域書画に沒算ノ彡賃ニエに対ける事式とし	上、客の五巻	7.1.100元1	日式試験を伝	中の長の管轄	武験実施指令 指定者計に	三次	一颗	十六	は「試験実施	ハ条の三十	0	-まで、第一	へ条の十六よるいうし の	た施指定都芸		Ø,
省令(令和五年厚生労働省令第行に伴う厚生労働省関係省令のの施行の際現にあるこども家庭	内閣府令第四十九号)は「係国家戦略特別区域法施	略特別区域		令和五年四月		なった年月	区域限定保育士となる資格を	その国籍) 不男名(日本国籍	録年月日	る。 。	の内閣府へ	令で定め	別区域限定保育士記賜を実施	旨が定め	都市の長が国家戦略特別区域限	间を定めて	争と当該試	第二頁これ 東十二項の	の近第一二頁の見ぎには「忍ぎ」限定保育士試験を行う場合を除	年二回以上	の管轄区域を管轄する都道府県	施指定都市の長は、当者市におじる声懸ま旅	こうける。	施指定都市」と読み替えるも	第一項中「、都道府県」とある	験実施指定都市の長」と、同令	の三十七まで中「都道府県知事」	の二十九まで及び第六条の三十	第六条の二十三、第六条の二	「の十六まで、第六条の十八から第一)の長」と「同令第六条の十	中 (以下単	法第十二条の五第十二項に規定	九第四号中「都道府県知事」とと、前条中「次の」とあるのは
厚生労働公島のことの	九号)は、区域法施に	]域法施行規則		一 日 か			士となる変	を 有 し	Í		令で定める	る事項)	士声彫をは	これでいっ	.戦略特別!	当該期間中	験実施指定	あげる 東定によっ	見ぎこと*	行う場合で	轄する都治	は、当該3	矣 三 五)	読み替える	道府県」、	の長」と、	「都道府県	び第六条の	三、第六名	条の十八ヶ同令第六々	に「試験」	第十二項に	道府県知恵の」とある
自自令家 第一の 第一の	、 院 規 止 則	則の廃		ら施行			貿格を	た V 者	)		事項		対が	るとき	区域限	内は当	を 都市	りごを	台を除	メは国	<b>坦府</b> 県	武 験 実		る も の	とある	同令	知事」	三十	余の二二	から第一	美施 指	に規定	事のとは

6

> ものとみなす。 されている書類は、この府令による様式による 規則」という。)に基づく第一号様式、第二号 成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「旧生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平 四十八号)第五十四条の規定による改正前の厚 様式、第三号様式、第四号様式及び第五号様式 (次項において「旧様式」という。) により使用

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用 用することができる。 紙については、当分の間、これを取り繕って使

同項各号に該当する者については、適用しな 第六条の三十第四号の規定は、この府令の施行 する者について適用し、施行日前の行為により 童福祉法第十八条の二十の二第一項各号に該当 より法第十二条の五第八項において準用する児 の日(以下「施行日」という。)以後の行為に 第九条において準用する児童福祉法施行規則

た登録の申請書については、旧規則に基づく第 の申請書について適用し、施行日前に提出され 二号様式を使用するものとする。 第二号様式は、施行日以後に提出される登録

5

童福祉法第十八条の二十の二第一項各号に該当 より法第十二条の五第四項(第一号を除く。) する者の登録の申請書については、旧規則に基 又は法第十二条の五第八項において準用する児 づく第二号様式を使用するものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日前の行為に

項第三号に掲げる科目に合格したものとみな 目に合格した者は、その合格の年に第三条第二 戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令 法施行規則第一条の二第二項第三号に掲げる科 よる改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域 「改正省令」という。)の施行前に、改正省令に (平成三十年厚生労働省令第六十四号。以下 児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家

第一号様式(第五条関係)

第一号様式 (第五条関係) 数 縦十センチメートル

の 別の名を記さる情報では大変をよう者をしおいた。 古機関は、その女のを守立前時来 を開き、関連を対象があるとは、これを使った自己なられた。 10 原本権権による権利は、整理集のために始められたものを機制してはなられた。 日本権権が以近前(会) 11 (本の五)(日) 常証による質問又は立人検査をする職権を行う者であることを証明する。 号令和 年 月 日交付 明 (市長) 駅加事

				定据者大型的			
	(8)		083				
RK					19. 51	0.80	
	(1040)						
489							
9411	日報を日本的日本的日本的日本的日本的日本の	4.	я	0 0936	8 A 8440 508	報道 水極地 対象 コード	
71.07				1 1 10 5	7.50.80		
		6.6					
10117		8.6					
単伏まり		688.0					
990 D.B	AND 0 94	1 4					-
NAV. 114	C 08		10	_			
0.68	100						
	□ NNOMBO	0911350 0811350	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	CANADA P	実務を確認に行う	にちたってお見り回	100
400	明明及び自然 回 無線は上の際 回 接着機能を持ち 定 工程機能 関金の物にあ る年を登録し 自 業産とある 毎の数金に	総議を選択的 に移せられた の組体の間定せ せらめ、その ない者 関す物におい の自然を のあの回復す のらに提出して のものに関する。	行うことが 者 「念」とい の他見信の 単行を終わ で構用する 場合と、そう 項目を終め る年を終め	COOLE 5. I Mobos MACEPTERS TO ALCORE TOMACONE LCIPS 6.00 LCIPS 6.00	機は規則しくは新 1の間定するって被 1で受けることが分 1の19第1 可能よる 配置して1946回 (第14の報告によ	に関うし度が発生で をで変めるものによ くなったから起源	100 L



国家戦略特別は城限定保育士登録 在 所 登録4月日 受験 新 号 (フリガナ) 氏 名

| 名乗日日 | 日本日本 | 日本 | 日本

第五号様式(第八条関係)